

宗像都市計画地区計画の決定(宗像市決定)

都市計画江口第一地区地区計画を次のように決定する。

名 称	江口第一地区地区計画	
位 置	江口の一部	
面 積	約 2.9ヘクタール	
地区計画の目標	<p>本地区は、宗像市の北部に位置する旧玄海町役場を中心として、豊かな樹林地に囲まれた自然環境に恵まれた地区である。既に役場の施設を利用し、救急医療用ヘリコプターを備えた医療施設やロボット研究企業が立地している。</p> <p>第1次宗像市総合計画では、「救急医療の搬送拠点」に位置づけられ、地域の実情にあった効率的な医療環境の実現が求められている。</p> <p>そこで本計画は、周辺自然環境への影響が少ない公共公益機能等、周辺の自然環境と調和のとれた公共公益拠点としての土地利用を図る。</p>	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	土地利用の方針	豊かな自然環境の中で、公共公益機能をもつ医療福祉施設を中心とした土地利用を誘導する。
	建築物等の整備の方針	<p>土地利用の方針に基づき、建築物等の用途の制限、建築物の容積率及び建ぺい率及び高さの最高限度、敷地面積の最低限度、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を定め、自然環境の中でゆとりある良好な拠点の維持・保全を図る。</p> <p>なお、建築物については、「宗像都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即した適切な規模とする。</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>第1種住居地域内に建築できる建築物のうち、次に掲げる建築物に限り建築することができる。</p> <p>1 診療所</p> <p>2 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>3 前各号の建築物に付属するもの</p> <p>4 市長が地区の環境を害するおそれがないと認め、公益上やむを得ないと認めるもの</p>
		建築物の容積率の最高限度	10分の20
		建築物の建ぺい率の最高限度	10分の6
		建築物等の高さの最高限度	建築物の高さは、20メートル以下とする。
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根及び外壁又はこれに代わる柱の色彩は、周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。また、屋外広告物は、過大なものは避け、大きさ及び設置場所に留意し、周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		垣又はさくの構造の制限	垣又はさくを設置する場合は、原則として生垣又は高さ1.8メートル以下の透視可能な材料（高さが60センチメートル以下の部分はこの限りでない。）でつくられたものとする。
備考		用語の定義及び算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。	

「区域、地区の区分、地区施設の配置は、計画図表示のとおり」